

事件名	江戸明治古地図著作権侵害事件
判決日・事件番号	東京地判平成 26・12・18（平成 22（ワ）38369）
出典	最高裁HP
事案の概要	本件は、原告が著作権を有すると主張する江戸図と明治図につき、被告らが著作権を有すると主張してこれらを複製ないし翻案し、また、原告が使用許諾契約を締結したアルプス社に対して「原告は、各地図のデータについて何らの権利を有していない」旨の通知書を送付した行為が原告の事業を妨害する不法行為に当たるとして、原告が、被告らに対し、①原告が本件各地図の著作権を有することの確認、②本件各地図の複製等の差止め及び廃棄、③原告に対する事業妨害の不法行為の成否、④弁護士費用の額を求めた事件
請求の結論	一部認容、一部棄却
関係条文	著 15 条／著 17 条／著 21 条／著 23 条／著 112 条 I 及び II／民 709 条
著作物の種別	地図の著作物
原告著作物	江戸地図及び明治地図
著作物性	一部認容 一部棄却
被告行為	原告が設置した明治図の拡大版の代わりに、被告らを著作権者と表示した明治時代の地図を江戸博に設置した行為。不動産会社に対し、マンションの広告に使用するための江戸時代の地図データを被告らが交付した行為
権利の種類	複製権 公衆送信権
主な争点	1. 江戸図、明治図の著作物性及びそれらの著作権の帰属、 2. 各地図の複製等の差止め及び廃棄請求可能性、 3. 原告に対する事業妨害の不法行為の成否、 4. 弁護士費用の額
判旨	1. 江戸図の著作物性：元地図の図形や地名等を修正するが、表現上の創作性を付加せず、他の地図には見られない個性が表れていない。明治図の著作物性：地図に掲載すべき情報を独自の基準で選択した上で、その配置、文字の色、大きさ等にそれなりの工夫を地図面上に記載し、創作的表現行為に当たる。Yらの行為には職務著作が成立すると認められ、原告に著作権が発生する。 2. 明治図の複製権侵害の不法行為に基づく損害賠償として50万円及び遅延損害金の連帯支払を求めることができる。 3. 被告による通知書の送付により、原告主張の損害が発生したと認めることはできない。 4. 弁護士費用の額：10万円をもって相当と認める。
特記事項	控訴せず
作成者コメント	地図の著作権に関する過去の判例の著作物性判断基準に従う判決

作成者	清水敬一
作成日	平成 27 年 2 月 27 日